

吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金対象外業種一覧

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）による。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- (3) 狩猟業
- (4) 漁業
- (5) 金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
- (6) 複合サービス事業
- (7) 教育、学習支援業（職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業を除く）
- (8) 医療、福祉（療術業を除く）
- (9) 獣医業
- (10) 公証人役場、司法書士事務所及び土地家屋調査士事務所
- (11) 公認会計士事務所及び税理士事務所
- (12) 社会保険労務士事務所
- (13) 興信所
- (14) 遊技場
- (15) 風俗営業
- (16) 易断所、観相業、相場案内業
- (17) 競輪・競馬等競走場、競輪・競馬等競技団
- (18) 芸ぎ業
- (19) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (20) 宗教、政治・経済・文化団体
- (21) LLP（有限責任事業組合）
- (22) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (23) その他、公序良俗に問題のある事業
- (24) 中小企業者でいずれかに該当するもの
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
 - ウ 大企業の役員又は職員をかねているものが、役員総数の2分の1以上を占めているもの